

法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成25年2月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.138 通巻238号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

2月の行事予定

1(金)	第4支部新年会	18:00	南国飯店
	東京商工会議所世田谷支部新年会	17:00	スカイキャロット
2(土)	カラオケ同好会一泊旅行		伊東小涌園
4(月)	正副会長会議	13:00	玉川区民会館
	第2回役員推薦委員会	14:00	玉川区民会館
	理事会	15:00	玉川区民会館
5(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
6(水)	女性部会第12支部バスツアー	7:50	群馬
	玉彰会総会		
7(木)	★第9支部ボウリング大会、懇談会	17:30	オークラボウル
	都税事務所長表彰式	14:00	世田谷都税事務所
8(金)	源泉部会役員会	15:00	玉川区民会館
	源泉部会第5回研修会	15:30	玉川区民会館
12(火)	★第11支部話し方研修会	17:30	レンタルスペースピラタス
13(水)	★新設法人説明会	13:30	玉川区民会館
	女性部会S K T連絡協議会	10:00	豪徳寺
14(木)	第6支部新年会	18:00	グルラスパ
15(金)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館
	青年部会S K T合同交流会	19:00	渋谷卓球クラブ
16(土)	【玉川公論原稿締切】		
18(月)	★女性部会 大谷徹英師講演会	13:30	玉川区民会館
19(火)	★第1、2支部合同映画上映会	18:30	奥沢区民センター
	第3ブロック会長協議会		
20(水)	★第3支部女性部会、青年部会合同研修会・意見交換会	18:00	玉川区民会館、トラットリアアジ
	【たまでん3月号原稿締切】		
21(木)	組織委員会	18:30	法人会事務局
22(金)	税制委員会		法人会事務局
25(月)	広報委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー

3月の行事予定

1(金)	女性部会役員会	11:00	玉川区民会館
	女性部会幹事会	13:30	玉川区民会館
2(土)	★第4支部豪雪体験	6:50	新潟県魚沼市
5(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
	総務委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー
	社会貢献委員会	18:30	法人会事務局
7(木)	委員長部会会長会議	18:30	玉川ボランティアビューロー
8(金)	厚生委員会		玉川ボランティアビューロー
12(火)	会館建設実行委員会	18:30	法人会事務局
14(木)	研修委員会		玉川ボランティアビューロー
17(日)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館
	〃	13:00	玉川区民会館
19(火)	正副会長会議	15:30	玉川区民会館
	役員推薦委員会	17:00	玉川区民会館
	理事会	18:00	玉川区民会館
20(水)	【たまでん4月号原稿締切】		
21(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館
	組織委員会		
23(土)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館
	〃	13:00	玉川区民会館
25(月)	財務委員会	18:30	法人会事務局

2月・3月の行事予定は1月25日現在のものです
 ☆印は一般の方も参加できる行事です
 お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

目次

2月・3月の行事予定	1
理事会・委員会・支部 活動報告	2
新入会員のご紹介	4
税務署からのお知らせ／掲示板	7

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
 編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
 事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索 

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

噺家 古今亭志ん彌師匠を招き 新春記念講演会・新年賀詞交歓会

日 時 平成25年1月22日(火) PM17:30
会 場 セルリアンタワー東急ホテル

1月22日(火)午後5時30分よりセルリアンタワー東急ホテルにて開催されました。玉川税務署・金三津署長様を初めとするご来賓と会員計184名が集い、盛大に開催されました。

第1部新春記念講演会は、古今亭志ん彌師匠の「噺家の修行って？ 一笑わせるようになるまで泣く修行」という演題でご講演いただきました。大学卒業後、古今亭円菊一門に弟子入りしてご苦労された修業時代の話は、落語界の風習などもご披露いただき、とても興味深いものでした。



講師の古今亭志ん彌師匠

また、小噺を次から次へと連発、会場は笑いの渦となり、約1時間はあっという間に過ぎてしまいました。

第2部新年賀詞交歓会では、阿部会長の挨拶



阿部会長挨拶



玉川税務署長 金三津署長御挨拶

の後、ご来賓を代表して玉川税務署長・金三津様と、東京都世田谷都税事務所長・飯塚様にご挨拶いただきました。田畑名誉会長の乾杯で和やかに歓談が始まり、出席者一同新年を祝い、今年も力を合わせて頑張りましょう、と交流を深めることができました。

また、今年度新たに加入された以下の新入会員が参加されましたので、壇上で自己紹介していただきました。

- | | | |
|-------|------------------|---|
| 第6支部 | 二子玉川総合法律事務所 | 新井 貴志 様 |
| 第10支部 | (有)MCS | 山崎 泉 様
山崎貴美子 様 |
| 第10支部 | アイオフィス株
株セラヴィ | 井上 善子 様
永森ひろみ 様
瀧澤 浩 様
尾原恵美子 様 |

最後は、恒例となった「お楽しみ抽選会」です。今年も阿部会長以下、ご協賛いただいた会員のご厚情で、たくさんの賞品を準備できました。心より御礼申し上げます。最後の会長賞・大型液晶TVをゲットされた方は、初参加の第1支部(有)シーアンドイー 田坂美知子様でした。おめでとうございます。最後の抽選会で



宮崎副会長と中締めをする参加者の皆様

に貢献できる団体としての自覚を新たにしました。そして本年度もより地域に密着した活動へとまい進してまいりました。また来年度も地域の方へ様々な面でお役に立てるような事業

を盛り沢山で行ない、その結果として第1支部が益々盛り上がって行くことを望んでいます。

(第1支部広報委員 船本貴一)

第6支部

ランチタイム忘年役員会

日時 12月6日(木) 11:30~14:00
場所 代官山ASOチェレステ 二子玉川店
出席者 13名



玉川高島屋新館6階 代官山ASOチェレステ 二子玉川店にて、第6支部のランチタイム忘年役員会が12月6日開催されました。

レストラン「代官山ASO」ならではの、手の込んだ絵画のような前菜に皆さまうっとり。続くメインの Pasta や恒例4種盛りのデザートも見事です。ここのランチメニューは、ディナータイムとほぼ同じ内容ですが、お値段は手頃ですので、とってもオススメなのです！当日はよく晴れていて、床面から天井まで届くガラス張りの窓から、都心までよく見渡せました。おいしいお料理に会話も弾み、鈴木準之助支部長を囲んで和やかな雰囲気での6支部からのご報告です。

(第6支部 江口響子)

女性部会 五島美術館 美術鑑賞研修

日時 12月11日(火) 10:30~12:30
場所 五島美術館
出席者 7名

五島美術館では、新装開館記念名品展「時代の美」を開催中です。12月11日午前に、第6支部女性部会では、鈴木準之助支部長とともに「鎌倉・室町編」の回を鑑賞してきました。国宝紫式部絵日記や重要文化財平家物語などの持つ力強さに圧倒され、改めて古典の素晴らしさを感じた半日でした。

帰りは徒歩で二子玉川へ…途中、富士見橋より見事な冬の富士山が観え、心も晴れ晴れと帰路につきました。美術展は3月31日まで、内容

を入れ替えて開催の予定です。

(第6支部 江口響子)



第10支部

委員会

日時 12月5日(水) 18:00~20:00
場所 森建設(株) 会議室
出席者 6名

- 議題
1. 会員増強及び特別会員勸奨状況
 2. 24年度事業への反省及び25年度事業予定、又は希望
 3. 25年度支部役員及び本部委員選出
 4. 各委員会報告

青年部会

全体会議

日時 1月8日(火) 19:00~
場所 玉川ボランティアビューロー
出席者 11名

- 議題
1. 税務研修会
 2. 翔ばたき53号
 3. その他

女性部会

臨時役員会

日時 1月15日(火) 13:30~15:00
場所 法人会事務所
出席者 5名

- 議題
1. SKT連絡会
 2. 講演会
 3. 全国女性フォーラム
 4. その他

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第10支部

会社名：有限会社 MCS
代表者：山崎 愛 (ヤマザキ マナ)
会社住所：東京都世田谷区用賀4-13-1-205
電話：03-3709-1864
FAX：03-3709-5026
E-mail：design@office-yamazaki.com
ホームページ：http://www.double-em.com

業務内容：デザインセクション「ダブルエム」を中心に、webデザインの他、イラスト、名刺デザイン、キャラクター制作等、大手のJTB、住友林業、ガルエージェンシーをはじめ、BeJ'sや花めぐみ等地域の商店様からも愛がられています。

法人会とは

●よき経営者をめざすものの団体それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単体会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

●法人会は企業の間から自主的に誕生した団体です。

1947年(昭和22年)4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

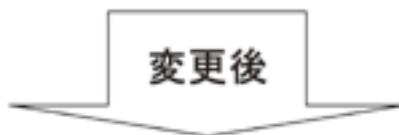
北沢・玉川税務署での法人事業税・都民税申告書の受付について(変更)

渋谷都税事務所では、職員が申告期限の末日に北沢・玉川税務署に出張して、法人事業税・都民税申告書を受け付けています。

このことについて、平成25年度から、下記のとおり実施内容の一部を変更しますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆ 平成24年度各月の実施日(現行)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
5/1	5/31	7/2	7/31	8/31	10/1
10月	11月	12月	1月	2月	3月
10/31	11/30	実施せず	1/31	2/28	4/1



◆ 平成25年度各月の実施日(変更後)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施せず	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
10/31	12/2	実施せず	実施せず	2/28	実施せず

※網掛部分が変更箇所

- * 午前9時30分から12時まで
- * 午後1時から4時30分まで
- * 北沢・玉川税務署庁舎の1階受付窓口

【 問い合わせ先 】

詳細については、下記の都税事務所にお問い合わせください。

渋谷都税事務所 事業税課 法人事業税第三係 (代表電話) 03-3463-4311

会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



特定退職金共済制度

⑤つの魅力

- ① 特退共加入で、従業員の定着化、勤労意欲向上に寄与!
- ② 社外積立なので、安心・確実・簡単に退職金準備が可能!
- ③ 掛金は、従業員1人につき毎月1,000円から30,000円まで任意!
- ④ 掛金は、全額損金(または必要経費)に算入!
- ⑤ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入も可能!

この退職金制度は、所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として国の承認を得て実施しています。

TTK 財団 東法連特定退職金共済会
法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

税務署からのお知らせ

国税庁ホームページのご紹介

- 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。確定申告特集ページでは、
 - パソコンで申告書を作成できる確定申告書等作成コーナー
 - パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
 - お問い合わせの多い事項のQ&A
 などをご利用いただけます。

- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。
 - 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書などが作成できます。
 - 24時間いつでも利用可能で、作成途中のデータを保存することもできます。
 - 作成した所得税、消費税及び贈与税の申告書を、e-Taxを利用して送信することができます。また、印刷して郵送等で提出することもできます。
 - 所得税・消費税・贈与税の申告書のほか、青色申告決算書や収支内訳書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成することができます。

- ◆ e-Taxにより申告や納税ができます。
 - 作成した所得税の確定申告書を e-Tax を利用して提出すると、次のようなメリットがあります。
 - ① 最高3,000円の税額控除が受けられます！ (注1)
 - ② 添付書類の提出を省略できます！ (注2)
 - ③ 還付がスピーディーです！



- 平成25年1月15日(火)午前8時30分から、所得税の確定申告期限の3月15日(金)までは、作成した申告書を24時間いつでもe-Taxを利用して送信することができます(メンテナンス時間を除きます。)
- 確定申告期間中は、平日だけでなく全ての日曜日(2/17、24、3/3、10)にe-Tax・作成コーナーヘルプデスクを開設しています(電話番号:0570-01-5901)。

(注)1 上記の税額控除は平成24年分の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成25年3月15日(金)までにe-Taxで行う場合にのみ適用されます(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回受けることができ、平成24年分が適用最終年です。)

2 提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

25年2月分の源泉所得税の納付期限	25年3月11日(月)
24年12月決算法人の確定申告期限・納付期限	25年2月28日(木)
25年6月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	25年2月28日(木)
消費税の中間申告期限・納付期限	25年2月28日(木)
25年3月決算法人の第3四半期分、25年6月決算法人の半期分・第2四半期分、25年9月決算法人の第1四半期分	

消費税の、
期限内納付を
お願いいたします。